

## 建築基準法第51条の規定による 汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、汚泥類の焼却施設や一般廃棄物処理施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

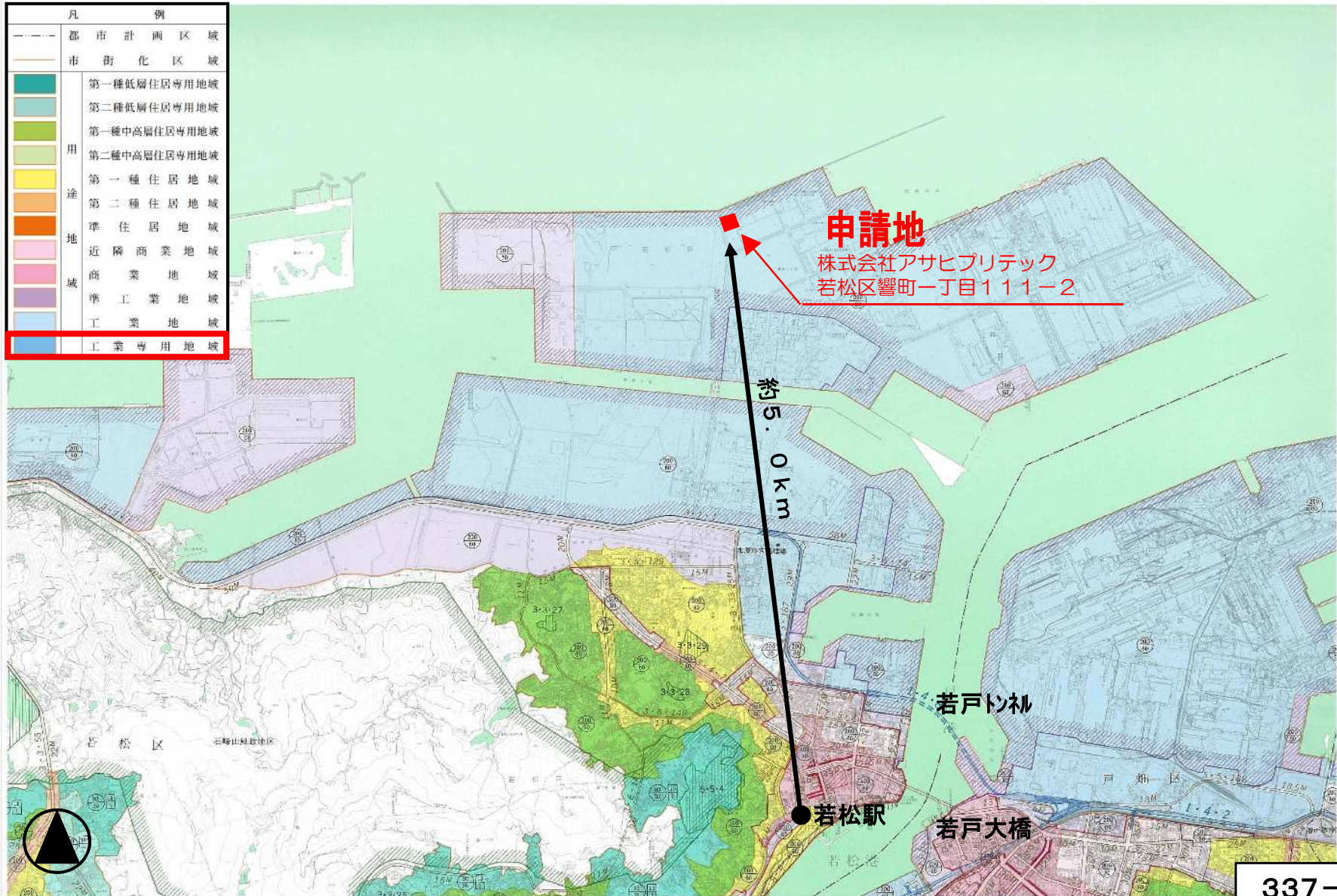
### 【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力※)																																		
アサヒプリテック株式会社 代表取締役社長 中西 広幸	北九州市若松区 響町一丁目111-2  (工業専用地域)	敷地面積 9,917.39㎡	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">廃棄物処理施設の種類</th> <th style="text-align: right;">処理量【日(24時間)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>産業廃棄物処理施設</b></td> </tr> <tr> <td>・汚泥の焼却施設(m3)</td> <td style="text-align: right;">19.3</td> </tr> <tr> <td>・廃油の焼却施設(m3)</td> <td style="text-align: right;">36.2</td> </tr> <tr> <td>・廃プラスチック類の焼却施設(t)</td> <td style="text-align: right;">19.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>産業廃棄物の焼却施設</b></td> </tr> <tr> <td>  廃酸(m3)</td> <td style="text-align: right;">15.4</td> </tr> <tr> <td>  廃アルカリ(m3)</td> <td style="text-align: right;">17.0</td> </tr> <tr> <td>  紙くず(t)</td> <td style="text-align: right;">43.3</td> </tr> <tr> <td>  木くず(t)</td> <td style="text-align: right;">43.3</td> </tr> <tr> <td>  繊維くず(t)</td> <td style="text-align: right;">38.9</td> </tr> <tr> <td>  動植物性残さ(t)</td> <td style="text-align: right;">25.0</td> </tr> <tr> <td>  動物系固形不要物(t)</td> <td style="text-align: right;">25.0</td> </tr> <tr> <td>  ゴムくず(t)</td> <td style="text-align: right;">14.3</td> </tr> <tr> <td>  感染性産業廃棄物(t)</td> <td style="text-align: right;">43.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>一般廃棄物処理施設</b></td> </tr> <tr> <td>  ・一般廃棄物の焼却施設(t)</td> <td style="text-align: right;">45.0</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物処理施設の種類	処理量【日(24時間)】	<b>産業廃棄物処理施設</b>		・汚泥の焼却施設(m3)	19.3	・廃油の焼却施設(m3)	36.2	・廃プラスチック類の焼却施設(t)	19.7	<b>産業廃棄物の焼却施設</b>		廃酸(m3)	15.4	廃アルカリ(m3)	17.0	紙くず(t)	43.3	木くず(t)	43.3	繊維くず(t)	38.9	動植物性残さ(t)	25.0	動物系固形不要物(t)	25.0	ゴムくず(t)	14.3	感染性産業廃棄物(t)	43.2	<b>一般廃棄物処理施設</b>		・一般廃棄物の焼却施設(t)	45.0
		廃棄物処理施設の種類		処理量【日(24時間)】																																	
		<b>産業廃棄物処理施設</b>																																			
・汚泥の焼却施設(m3)	19.3																																				
・廃油の焼却施設(m3)	36.2																																				
・廃プラスチック類の焼却施設(t)	19.7																																				
<b>産業廃棄物の焼却施設</b>																																					
廃酸(m3)	15.4																																				
廃アルカリ(m3)	17.0																																				
紙くず(t)	43.3																																				
木くず(t)	43.3																																				
繊維くず(t)	38.9																																				
動植物性残さ(t)	25.0																																				
動物系固形不要物(t)	25.0																																				
ゴムくず(t)	14.3																																				
感染性産業廃棄物(t)	43.2																																				
<b>一般廃棄物処理施設</b>																																					
・一般廃棄物の焼却施設(t)	45.0																																				
建築面積 2,817.31㎡																																					
(申請部分 1,524.81㎡)																																					
延床面積 3,066.95㎡																																					
(申請部分 1,781.95㎡)																																					

### 【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

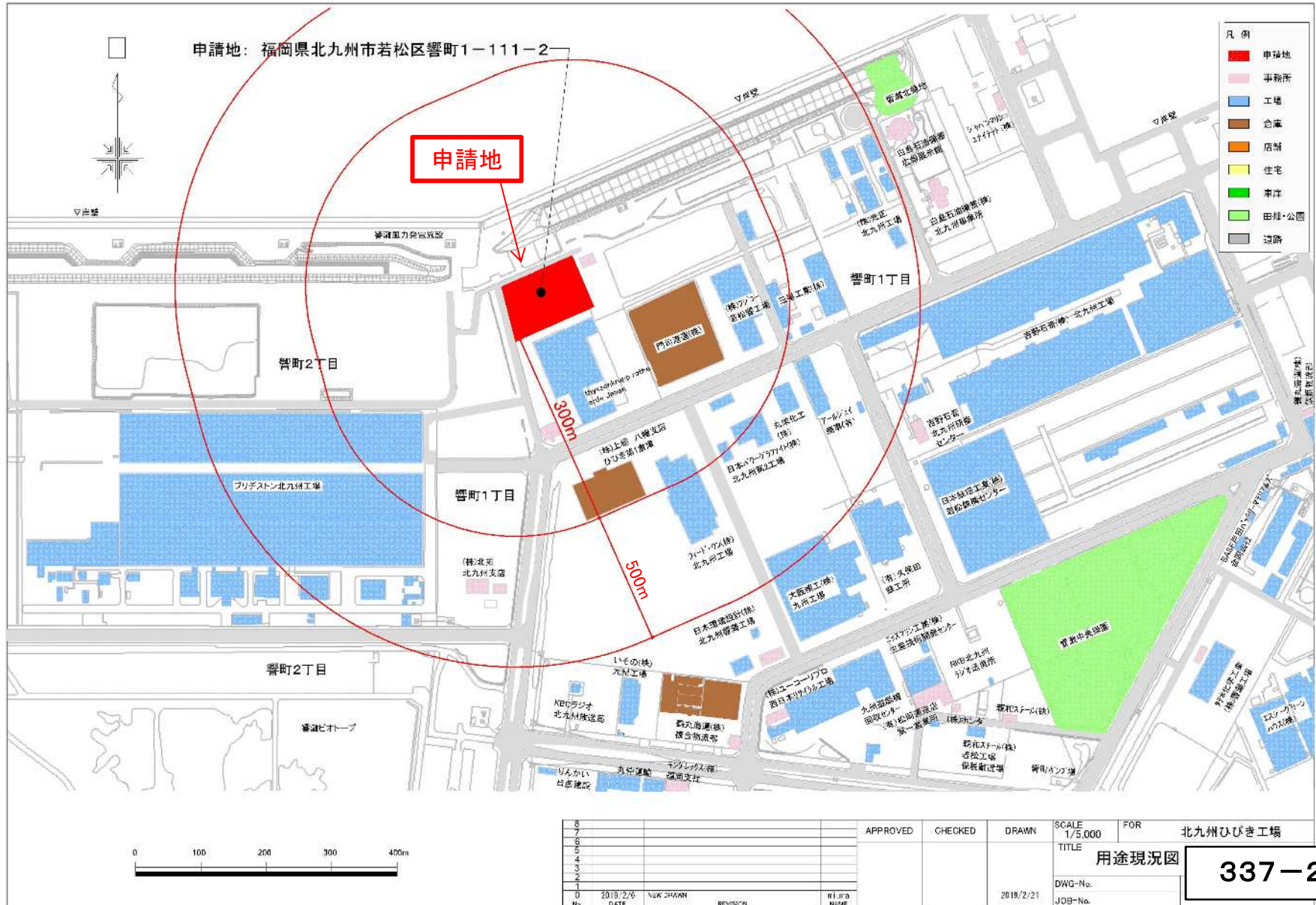
申請者は、平成13年に許可を受け、廃プラスチック類の焼却を行っていたが、需要増大に伴い、計画地で新たに産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理事業を行うため、管理棟、供給棟、機械棟、倉庫など、合計9棟を増築し、焼却施設(1基)を増設する計画としている。廃プラスチック類の焼却施設の1日当たりの処理能力が、当初許可の処理能力の1.5倍を超えまた、その他の産業廃棄物及び一般廃棄物それぞれの1日当たりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。

**建築基準法第51条の規定による  
汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
【付近見取図(用途地域図)】**





**建築基準法第51条の規定による  
汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
【用途現況図】**



# 建築基準法第51条の規定による 汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

## 1. 計画概要

廃棄物は北九州市及び近隣県を中心とした排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により申請地へ搬入、焼却後の残さについては燃えがらは最終処理場である響灘開発(株)へ、飛灰は、中間処理事業者の(株)九州産廃処理センター及び三池製錬(株)へ搬出する。  
既存焼却炉への廃棄物は、従来どおり、同社事業所(神戸工場等)から搬入し、焼却後の灰は全て愛媛工場へ搬出する。  
主な搬入出経路は、(都市) 高速道路、国道、主要地方道を通り、市街地を極力避けた経路となっている。



## 2. 運搬計画

### (1) 搬入出量 (今回計画)

■搬入	廃棄物	45t/日
■搬出	燃えがら	10t/日
	飛灰	10t/日
	計	20t/日

### (2) 搬入出の起点及び終点

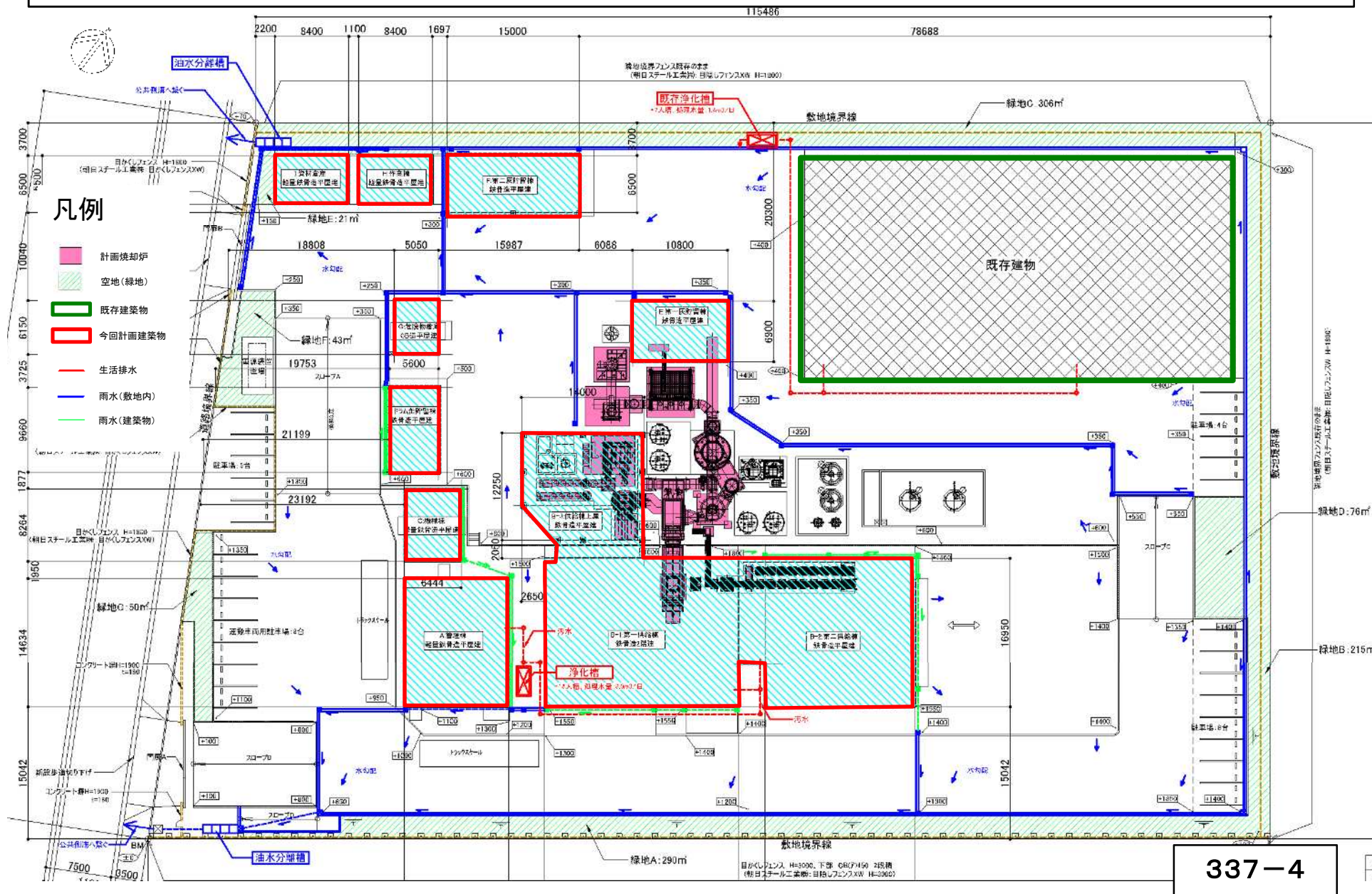
- 搬入物の起点  
北九州市及び近隣県を中心とした全国の排出事業者
- 搬入終点  
申請地
- 搬出起点  
申請地
- 搬出終点  
  - <燃えがら>
  - ・ひびき灘開発(株) (管理型埋立処分場) 若松区浜町一丁目18番地1
  - <飛灰>
  - ・(株)九州産廃処理センター (中間処理場) 若松区南二島四丁目5番12
  - ・三池製錬(株) (中間処理場) 大牟田市新開町番地1

### (3) 搬入出台数 (台/日)

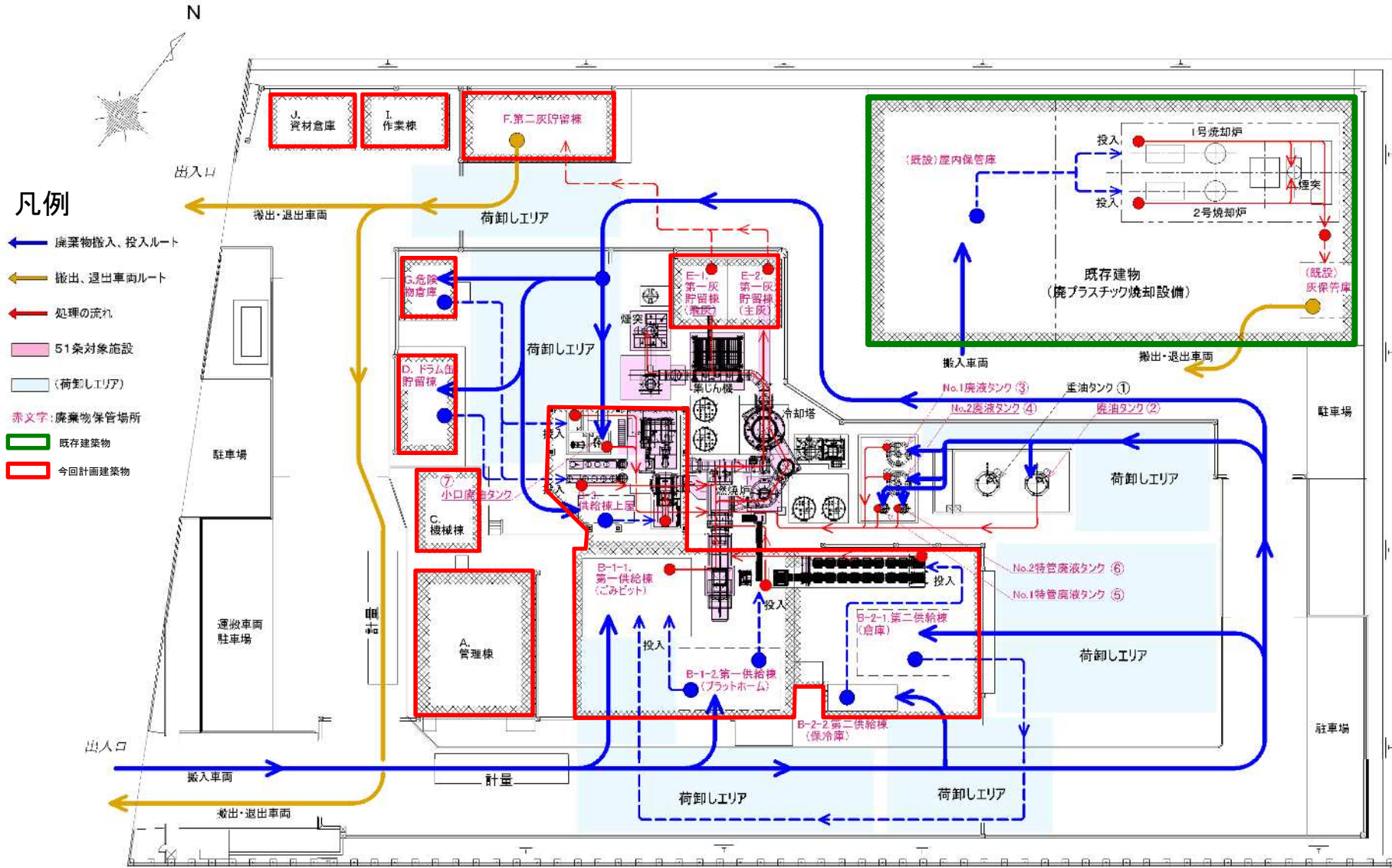
	搬入	搬出	合計
現状	4	2	6
今回増加分	+56	+2	+58
合計	60	4	64



# 建築基準法第51条の規定による 汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【配置図】



# 建築基準法第51条の規定による 汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【搬入出図】





# 建築基準法第51条の規定による 汚泥等の焼却施設及び一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【処理フロー図】

